



第77回

定時株主総会 招集ご通知



日時

令和元年6月27日（木曜日）
午前10時



場所

大阪府中央区北浜一丁目8番16号

北浜フォーラム

（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C

※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株 主 各 位

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
明星工業株式會社
取締役社長 大谷 壽輝

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第77期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 第 1 号 議 案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meisei-kogyo.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当政策に基づき総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の健全化と強化に配慮しながら、事業領域の拡大と将来の成長分野への投資など、企業価値向上のために充当し、経営資源の有効利用に取り組んでまいります。

第77期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 1,047,338,020円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和元年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、朝倉滋、印田博、林秀行、山下公典、熨斗義政、篠原基嗣および児玉直紀の8名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち山下公典および児玉直紀は任期満了と同時に退任いたしますので、6名の改選と新たに1名、計7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおたにとしてる 大谷 壽輝 (昭和20年1月1日生)	昭和43年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長 平成3年9月 当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 平成7年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長 平成9年4月 当社取締役 東京事業部長 平成11年12月 当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長 平成12年4月 当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当 平成13年6月 当社代表取締役社長 (現任)	230,927株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	あさ くら しげる 朝 倉 滋 (昭和23年3月7日生)	<p>昭和45年3月 当社入社</p> <p>平成13年6月 当社取締役 営業統括部長 兼 品質管理部 担当</p> <p>平成19年4月 当社取締役 営業統括部長 兼 調達部 担当 およびタンブー プロジェクト ディレクター</p> <p>平成21年6月 当社取締役 常務執行役員 営業統括部長 兼 環境事業統括部 担当</p> <p>平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 工事統括部長、調達部長 兼 浜松工場、調達部 担当および PNG プロジェクト ディレクター、ナイジェリア プロジェクト ディレクター</p> <p>平成25年6月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当および PNG プロジェクト ディレクター、ナイジェリア プロジェクト ディレクター</p> <p>平成27年4月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ケイカル株式会社 取締役 	57,800株
3	いん だ ひろし 印 田 博 (昭和25年12月21日生)	<p>昭和49年6月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社財務部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役 財務部長 兼 総務部および 関連会社 担当</p> <p>平成21年6月 当社取締役 執行役員 財務部長 兼 総務部 および関連会社 担当</p> <p>平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当</p> <p>平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部 および関連会社 担当</p> <p>平成30年4月 当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部、人事部および関連会社 担当 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役 ・MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 ・明星建工株式会社 取締役 ・MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役 	59,297株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	はやし ひで ゆき 林 秀 行 (昭和30年3月6日生)	昭和55年9月 当社入社 平成18年4月 当社大阪技術部長 平成25年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当 平成29年4月 当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当 平成29年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当 平成30年4月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当 (現任)	11,300株
5	の し よし まさ 熨 斗 義 政 (昭和28年4月25日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年11月 当社支店統括中国・四国支店長 平成19年6月 当社取締役 支店統括 平成21年6月 当社取締役 執行役員 支店統括 平成25年6月 当社執行役員 低温船プロジェクトマネージャー 平成27年8月 当社執行役員 低温船プロジェクトマネージャー 兼 低温船技術部長 平成29年6月 当社取締役 執行役員 低温船プロジェクトマネージャー 兼 低温船技術部長 平成31年4月 当社取締役 執行役員 低温船プロジェクトマネージャー (現任)	30,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	しのはらもとし嗣 氏名 (昭和38年7月24日生)	昭和61年3月 当社入社 平成19年7月 当社支店統括中国・四国支店長 平成20年8月 当社支店統括開発営業部次長 兼 調達部次長 平成23年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長 平成25年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長 平成29年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 ・日本ケイカル株式会社 取締役	9,800株
7	※ ふじのけいぞう 藤野景三 (昭和35年3月11日生)	昭和58年3月 当社入社 平成20年4月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングープロジェクト アシスタント セールスマネージャー 平成20年5月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングープロジェクト アシスタント セールスマネージャー、ナイジェリアプロジェクト サブマネージャー 平成29年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼 イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター 平成30年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼 イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター、タングープロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター 〈重要な兼職の状況〉 ・MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 ・MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役	8,600株

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 光田建治、上村恭一および吉竹英之の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち吉竹英之は任期満了と同時に退任いたしますので、2名の改選と新たに1名、計3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	光田建治 (昭和27年2月5日生)	昭和49年3月 当社入社 平成14年12月 当社支店統括中部支店富山営業所長 平成20年4月 当社支店統括中国・四国支店松山営業所長 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ・株式会社よしみね 監査役 ・明星建工株式会社 監査役	14,564株
2	上村恭一 (昭和15年3月29日生)	昭和45年4月 公認会計士開業登録 昭和45年8月 税理士開業登録 公認会計士・税理士 上村恭一事務所開設 所長(現任) 平成7年6月 当社監査役 平成19年7月 大阪監査法人代表社員 平成21年7月 誠光監査法人代表社員(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ・公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 ・誠光監査法人 代表社員 ・株式会社浅川組 社外監査役	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ 岸田光正 (昭和30年2月18日生)	昭和53年4月 大阪国税局 入局 平成10年7月 大阪国税局 退官 平成10年8月 税理士登録 岸田光正税理士事務所開設 所長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 ・岸田光正税理士事務所 所長	0株

(注) 1. ※は、新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 上村恭一および岸田光正の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
社外取締役候補者は、いずれも直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上村恭一氏は公認会計士および税理士として、岸田光正氏は税理士として、財務および会計等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5. 当社の監査等委員である取締役に就任してからの年数

上村恭一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、上村恭一氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、上村恭一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であり、岸田光正氏の新任をご承認いただいた場合には、同様の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、上村恭一氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員とする予定であり、岸田光正氏の新任をご承認いただいた場合には、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宇都宮一志氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である社外取締役候補者宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
うつみやひとし 宇都宮一志 (昭和46年12月8日生)	平成7年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成16年10月 弁護士登録 清和法律事務所 入所 平成23年1月 清和法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成31年2月 象印マホービン株式会社 社外監査役 （現任） 〈重要な兼職の状況〉 ・象印マホービン株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇都宮一志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由ならびに監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の宇都宮一志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進むなか、設備投資や消費などの内需にも一定の底堅さが見られ、緩やかな回復基調は維持いたしました。しかしながら、米中貿易摩擦の長期化に伴う中国経済の減速の影響や地政学的リスクの高まりによる国内景気への影響が懸念されるなど、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。また、海外におきましては、米国経済は堅調を持続いたしました。各国の保護主義的な通商政策による金融資本市場に与える影響や英国のEU離脱問題、原油価格の動向に対する警戒感が増すなど、世界全体ではさらに先行き不透明感が高まる状況となりました。

当社グループを取り巻くプラント関連市場につきましては、エネルギー供給構造高度化法に基づくメガソーラー発電所やバイオマス発電所等の設備投資が進展するとともに、石油精製および石油化学関連では設備の最適化を目的とした既設設備の改良・改造工事が増加いたしましたものの、ますます深刻化する労働力不足に伴う受注価格競争の激化により、厳しい事業環境が継続いたしました。

こうした状況のなかで当社グループは、新たに策定した中期経営計画（平成30年度～令和2年度）初年度の目標達成に向けて、業界シェアの拡大ならびにコスト競争力の強化による安定した収益の確保を目指すなど、持続的な成長に向けてグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は561億6千5百万円（対前期比4.6%増）、売上高は528億1千万円（同4.2%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は72億7千7百万円（同15.5%増）、経常利益は75億3千2百万円（同16.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は50億6千8百万円（同16.3%増）となり、中期経営計画初年度の目標数値を達成することができました。

なお、当事業年度末の株式配当金につきましては、経営の最重要課題である利益配分の基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、1株当たり20円（中間配当金とあわせ年間30円）としてご提案させていただきました。

事業の種類別の概況は次のとおりであります。

〈建設工事業〉

建設工事業における当社グループの主たる事業である断熱工事につきましては、国内では緩やかな景気回復のなか、石油精製、石油化学関連は、設備の老朽化を背景に合理化・省力化投資や維持・更新投資等の設備投資が進捗するとともに、電力・ガス関連では震災後の電力需要確保のための投資も底堅く、LNG受入れ設備工事および運搬船の防熱工事が安定的に推移いたしました。海外におきましては、オーストラリア国の大口案件が引き渡しを終え、マレーシア国の石油精製・石油化学コンプレックス建設に係る大口案件等が業績に寄与いたしました。断熱工事全体の受注高・売上高は前期に比べ減少いたしました。

環境関連工事につきましては、引き続き官公庁・民間企業が政府の方針による地球温暖化防止対策や循環型社会への取り組みにより、特にごみ処理施設工事が受注・売上高ともに前期に比べ伸長したほか、工場煙突ライニング補修工事の受注高、防音工事の売上高も増加し、環境関連工事全体といたしましては、受注高・売上高ともに前期を上回る結果となりました。

また、クリーンルーム工事関連につきましては、主力の工業系・バイオ系クリーンルームの設備投資が増加したことに加え、一般建築・内装工事におきましても事業領域の拡大に努め、多方面にわたる受注活動を展開いたしましたことにより、受注高・売上高ともに前期に比べ増加いたしました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は494億1千8百万円（対前期比2.2%増）、売上高は463億5千1百万円（同8.7%減）の計上となりました。

〈ボイラ事業〉

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、政府のエネルギー政策を背景としたバイオマス発電プラントの建設投資などの需要に支えられ、バイオマス焚ボイラの新缶製造が増加し、老朽化施設のメンテナンス工事も底堅く推移いたしました。その結果、受注高は67億4千6百万円（対前期比26.1%増）、売上高につきましては、前期に受注した案件の引き渡しもあり64億5千9百万円（同47.9%増）を計上いたしました。

当社グループの事業の種類別受注高、売上高および受注残高は次のとおりであります。

① 受注高

事業別区分	第76期		第77期		増減	
	29.4.1~30.3.31	構成比	30.4.1~31.3.31	構成比		増減率
建設工事業	48,339 ^{百万円}	90.0%	49,418 ^{百万円}	88.0%	1,079 ^{百万円}	2.2%
ボイラ事業	5,348	10.0	6,746	12.0	1,398	26.1
合計	53,687	100.0	56,165	100.0	2,477	4.6

② 売上高

事業別区分	第76期		第77期		増減	
	29.4.1~30.3.31	構成比	30.4.1~31.3.31	構成比		増減率
建設工事業	50,779 ^{百万円}	92.1%	46,351 ^{百万円}	87.8%	△4,428 ^{百万円}	△8.7%
ボイラ事業	4,366	7.9	6,459	12.2	2,092	47.9
合計	55,146	100.0	52,810	100.0	△2,335	△4.2

③ 受注残高

事業別区分	第76期		第77期		増減	
	29.4.1~30.3.31	構成比	30.4.1~31.3.31	構成比		増減率
建設工事業	12,228 ^{百万円}	64.4%	15,296 ^{百万円}	68.4%	3,067 ^{百万円}	25.1%
ボイラ事業	6,774	35.6	7,061	31.6	287	4.2
合計	19,003	100.0	22,357	100.0	3,354	17.7

(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、4億7千6百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充たいたしました。

〈建設工事業〉

老朽化した国内事業所の新築ならびに製造設備の改修工事

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 74 期	第 75 期	第 76 期	第77期(当期)
	27.4.1~28.3.31	28.4.1~29.3.31	29.4.1~30.3.31	30.4.1~31.3.31
受 注 高(百万円)	43,852	49,348	53,687	56,165
売 上 高(百万円)	45,412	51,715	55,146	52,810
経 常 利 益(百万円)	5,796	5,706	6,487	7,532
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,923	3,919	4,357	5,068
1株当たり当期純利益(円)	73.83	75.45	84.04	97.41
総 資 産(百万円)	54,463	58,221	62,817	66,533
純 資 産(百万円)	38,402	41,473	45,385	48,716
1株当たり純資産額(円)	721.08	795.28	868.82	927.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。

なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

2. 平成30年2月16日に公表された「税効果会計に係る会計基準の一部改正」（企業会計基準第28号）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度における総資産額は、当該会計基準に遡って算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気の緩やかな回復基調の継続が見込まれ、予定されている消費税の増税につきましても、駆け込み需要と反動減が年度内で相殺されるため経済成長率に与える影響は限定的なものになるものと予想されます。しかしながら、総労働人口の減少による供給制約や労働需給の逼迫による人件費の上昇が業況感の下押し要因になるとともに、米中貿易摩擦問題の各国に与える影響や原油価格の上昇懸念など、先行きリスクの不透明感が増す状況で推移するものと思われれます。

当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、慢性的な人手不足と原材料価格の上昇による収益面の圧迫要因はありますものの、引き続き国土強靱化基本法に関連する既設設備の改造工事や高機能材製造設備の改良工事などの建設投資に期待が寄せられます。また、海外におきましても、産油・産ガス諸国や新興国におけるエネルギー・電力需要が増大しており、今後の設備投資計画の進展が見込まれます。

このような情勢に対処するため、当社グループは、昨年4月に策定いたしました平成30年度を始期とする中期経営計画（平成30年度～令和2年度）の目標達成に向けて、「新たな価値の創造」をスローガンに掲げ、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体に浸透させ、持続的な成長への礎を確保するため、営業・技術・施工体制など経営体質の強化に努めなが

ら、業界シェアの拡大と収益力の向上を目指してグループ全体で取り組んでまいります。

また、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底ならびにコーポレート・ガバナンス体制の強化を推し進め、ステークホルダーの皆様の皆様のご期待にお応えするため、経営諸施策を着実に遂行し事業基盤を盤石なものに築き上げ、さらなる企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 ^{百万円}	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 ^{千\$}	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(\$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

(8) 主要な営業所および工場（平成31年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本 東 京 本 部	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号 東京都中央区湊一丁目8番15号
支 店	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所
工 場	場	浜松工場（浜松市北区）
研 究 所	所	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国 内	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海 外	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

(9) 従業員の状況（平成31年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	535 名	3 名
ボイラ事業	106	6
合計	641	9

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314 名	△3 名	39.8 歳	14.1 年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

(10) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	250 百万円
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三菱UFJ銀行	150
株式会社りそな銀行	150

- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,000,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 59,386,718 株 |
| ③ 株主数 | 18,510 名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
大同生命保険株式会社	4,032 千株	7.7 %
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.1
株式会社三井住友銀行	2,558	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,976	3.7
日本生命保険相互会社	1,960	3.7
第一生命保険株式会社	1,930	3.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,639	3.1
明星工業取引先持株会	1,589	3.0
株式会社みずほ銀行	1,410	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	1,400	2.6

(注) 当社は、7,019,817株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。
なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度の導入を決議し、当社取締役に対する導入につきましては、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会においてご決議いただきました。

本制度導入に際し新たに設定した取締役向け株式交付信託において、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は上記自己株式の数に含めておりません。なお、当該信託に係る信託口が所有する株式の数は160,000株であり、連結計算書類および計算書類上、自己株式として会計処理しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成31年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 谷 壽 輝	
常 務 取 締 役	朝 倉 滋	常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	印 田 博	常務執行役員 財務部、総務部、人事部および関連会社 担当 PT. MEISEI INDONESIA 代表取締役 MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 明星建工株式会社 取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役
取 締 役	林 秀 行	執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
取 締 役	山 下 公 典	執行役員 営業統括部長 兼 イクシス プロジェクト ディレクター
取 締 役	熨 斗 義 政	執行役員 低温船プロジェクト マネージャー 兼 低温船技術部長
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 支店統括副統括 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	児 玉 直 紀	執行役員 営業統括部副統括部長 兼 工事事業部長、長崎営業部長、タンゲープロジェクト ディレクター 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	光 田 建 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	吉 竹 英 之	税理士 吉竹税理士事務所 所長 株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一および吉竹英之の両氏は社外取締役であります。なお、両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、同 吉竹英之氏は税理士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 光田建治氏は、当社の営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
- ① 新 任 〔平成30年6月28日付〕
取 締 役 児 玉 直 紀
- ② 退 任 〔平成30年6月28日付〕
取 締 役 木 俣 郁 雄

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。）	9名	195百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	28 (12)
合計	13	223

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員）の支給人員には、当事業年度中に逝去された監査等委員である取締役1名が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。
5. 当社は、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。
6. 当社は、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会において、上記4.記載の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度の導入につきましてご決議いただいております。本制度は平成31年3月末日で終了する事業年度から3事業年度の間在任する取締役に対して支給することとし、上記報酬等の額に含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 吉竹英之氏は、吉竹税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 (15回開催)		監 査 等 委 員 会 (15回開催)	
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	上 村 恭 一	15 回	100.0 %	15 回	100.0 %
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 竹 英 之	15	100.0	15	100.0

2. 取締役会および監査等委員会における発言状況

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、吉竹英之氏は税理士としての専門的見地から、それぞれ企業経営全般にわたり意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と両社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務内容調査業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、取締役会において会社法第399条の13第2項の規定に基づき、同条第1項第1号口およびハならびに会社法施行規則第110条の4第1項および第2項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
 2. コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。
 3. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。
 4. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
 5. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 6. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
 7. 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。

2. 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
 2. 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
 3. 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 2. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。
 3. 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
 1. 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。

2. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。

⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

2. 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。

3. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社は、取締役による職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門における実績のレビューを行うとともに、当事業年度が初年度となる3ヶ年の「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的に開催し、各子会社における職務執行状況の報告と意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標をより効果的に達成するため、監査等委員会は、年間の監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査いたしました。

② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的に開催され、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図りました。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンス意識の啓発および浸透を推進いたしました。

③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たることとしております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況につきましても取締役および使用人等から報告を受け確認いたしました。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に閲覧し、業務執行状況を監査等委員会で随時確認するとともに、各子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めました。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

(1) 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様との共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和19年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

平成30年4月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（平成30年度～令和2年度）を策定いたしました。本計画は「新たな価値の創造」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、(1) 環境変化への対応と挑戦 (2) 持続的成長への礎を構築 (3) 安定した収益の確保 (4) 活力ある企業風土の醸成 (5) 企業価値の向上を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲(1)に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会において、有効期間を3年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

③ 本プランの概要

1.本プランの適用対象

本プランは、次の (a) または (b) に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

2.当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

3.独立委員会による助言・勧告

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

4.本プランの発動

(a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

(b) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会による手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認することができません。

(4) 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新されたものです。本プランの有効期間は令和3年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みとして、① 経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,040	流動負債	13,598
現金預金	20,862	支払手形	2,435
受取手形	1,839	電子記録債権	976
電子記録債権	3,557	工事未払金	3,764
完成工事未収入金	16,387	買掛金	740
有価証券	300	短期借入金	310
未成工事支出金	1,347	未払法人税等	1,357
商品及び製品	285	未成工事受入金	1,342
原材料及び貯蔵品	270	賞与引当金	474
その他	275	役員賞与引当金	80
貸倒引当金	△86	完成工事補償引当金	48
		その他	2,068
固定資産	21,492	固定負債	4,218
有形固定資産	15,272	長期借入金	710
建物及び構築物	3,353	退職給付に係る負債	636
機械装置及び運搬具	467	役員退職慰労引当金	136
土地	11,160	役員株式給付引当金	23
その他	290	繰延税金負債	1,811
		再評価に係る繰延税金負債	483
無形固定資産	72	資産除去債務	16
		その他	399
投資その他の資産	6,146	負債合計	17,816
投資有価証券	3,335	(純資産の部)	
投資不動産	2,145	株主資本	46,396
退職給付に係る資産	10	資本金	6,889
繰延税金資産	172	資本剰余金	1,166
その他	519	利益剰余金	40,914
貸倒引当金	△37	自己株式	△2,574
		その他の包括利益累計額	2,003
		その他有価証券評価差額金	732
		土地再評価差額金	958
		為替換算調整勘定	355
		退職給付に係る調整累計額	△43
		新株予約権	1
		非支配株主持分	315
資産合計	66,533	純資産合計	48,716
		負債・純資産合計	66,533

連結損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,810
売上原価	40,962
売上総利益	11,848
販売費及び一般管理費	4,570
営業利益	7,277
営業外収益	553
受取利息配当金	171
不動産賃貸料	226
投資事業組合運用益	56
その他	99
営業外費用	298
支払利息	17
不動産賃貸原価	141
為替差損	11
固定資産除却損	34
貸倒引当金繰入額	61
その他	33
経常利益	7,532
税金等調整前当期純利益	7,532
法人税、住民税及び事業税	2,369
法人税等調整額	56
当期純利益	5,105
非支配株主に帰属する当期純利益	36
親会社株主に帰属する当期純利益	5,068

連結株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成30年4月1日 期首残高	6,889	1,018	37,302	△2,601	42,608
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,456		△1,456
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,068		5,068
自己株式の取得				△132	△132
自己株式の処分		148		159	308
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	148	3,611	27	3,787
平成31年3月31日 期末残高	6,889	1,166	40,914	△2,574	46,396

	その他の包括利益累計額					新 株 権 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成30年4月1日 期首残高	1,070	958	443	16	2,489	8	278	45,385
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,456
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,068
自己株式の取得								△132
自己株式の処分								308
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△338	-	△88	△60	△486	△6	36	△456
連結会計年度中の変動額合計	△338	-	△88	△60	△486	△6	36	3,330
平成31年3月31日 期末残高	732	958	355	△43	2,003	1	315	48,716

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| (1) 連結子会社 | 12社 |
| 株式会社よしみね | 明星建工株式会社 |
| 日本ケイカル株式会社 | 株式会社エムエステック |
| メイセイ工事株式会社 | 明星松山工事株式会社 |
| 株式会社メイセイクリエート | MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. |
| PT. MEISEI INDONESIA | MEISEI INTERNATIONAL CO.,LTD. |
| MEISEI NIGERIA LIMITED | SMI GLOBAL SDN. BHD. |
| (2) 非連結子会社 | 1社 |
| MEISEI SAUDI CO.,LTD. | |
- 上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社 1社
MEISEI SAUDI CO.,LTD.
上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.他4社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

- ③ たな卸資産
未成工事支出金
商品及び製品、原材料
及び貯蔵品
- 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社
在外連結子会社
- 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
定額法を採用しております。
- ② リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権については個別に回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
当社及び国内連結子会社は、従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を見積計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
当社及び国内連結子会社の一部は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金
当社及び連結子会社の一部は、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
当社及び連結子会社の一部は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
国内連結子会社の一部は、役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 役員株式給付引当金
当社は、株式交付規程に基づく取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。
- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,676百万円
- (2) 貸出コミットメント契約
 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 4,000百万円 |
| 借入実行残高 | -百万円 |
| 差引額 | 4,000百万円 |
- (3) 土地再評価
 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。
 - ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
 △1,116百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	59,386,718株	-株	-株	59,386,718株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	7,478,789株	160,322株	459,294株	7,179,817株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加160,322株は、役員向け株式交付信託の取得による増加160,000株、単元未満株式の買取りによる増加322株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少459,294株は、役員向け株式交付信託への処分による減少160,000株、ストック・オプションの権利行使による299,200株及び単元未満株式の売渡しによる94株であります。
3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が160,000株含まれております。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度首	当連結会計年度増	当連結会計年度減	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	1

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	934	利益剰余金	18	平成30年3月31日	平成30年6月29日
平成30年10月31日 取締役会	普通株式	522	利益剰余金	10	平成30年9月30日	平成30年11月22日

(注) 平成30年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの令和元年6月27日開催予定の第77回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 1,047百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成31年3月31日
- ・ 効力発生日 令和元年6月28日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資及び運転資金に必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については主に短期的な預金等に限定し、一部資金計画に照らして安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外工事等にて生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であります。合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業及び業務に関係する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、海外工事等における役務、原材料購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、手許外貨預金による決済、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、期間は原則として3年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約・通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を適時モニタリングし、取引先ごとに毎月与信残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、運用枠を設定し、かつ、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクは、債権債務の決済計画に基づいて、先物為替予約、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程に従い、社内所定決裁を受けた後取引を行い、取引状況、残高等を把握、確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定の水準に維持する等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	20,862	20,862	－
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成 工事未収入金	21,785	21,785	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,867	2,867	0
資産計	45,515	45,515	0
(1) 支払手形、電子記録債務、工事未 払金及び買掛金	7,916	7,916	－
(2) 短期借入金(*)	－	－	－
(3) 長期借入金(*)	1,020	1,019	△0
負債計	8,936	8,935	△0

(*) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金預金 (2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。合同運用指定金銭信託については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	150	150	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	280
投資事業有限責任組合への出資金	488
合 計	768

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び東京都において、当社及び一部の連結子会社が使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。当社グループが使用している部分以外は、賃貸オフィスビルとしております。また、大阪府下に賃貸収益を得ることを目的として賃貸共同住宅を所有しております。平成31年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は84百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,513	△97	3,416	3,230

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。
 3. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、賃貸不動産の減価償却費（68百万円）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 927円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円41銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 97円36銭 |

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,456	流動負債	8,094
現金預金	12,428	支払手形	438
受取手形	1,184	電子記録債権	949
電子記録債権	2,829	工事未払金	3,210
完成工事未収入金	13,322	短期借入金	310
有価証券	300	未払費用	113
完成工事支出金	1,052	未払法人税等	1,007
商品及び製品	83	未払消費税等	1,069
原材料及び貯蔵品	124	未成工事受入金	136
関係会社短期貸付金	116	賞与引当金	311
その他の	206	役員賞与引当金	70
貸倒引当金	△192	完成工事補償引当金	14
		リース債権	2
		その他	461
固定資産	16,531	固定負債	2,213
有形固定資産	8,740	長期借入金	710
建物及び構築物	3,133	退職給付引当金	480
機械装置及び運搬具	264	役員株式給付引当金	23
工具器具備品	97	再評価に係る繰延税金負債	483
土地	5,088	資産除去債務	12
リース資産	4	リース債権	1
建設仮勘定	151	その他	502
無形固定資産	30	負債合計	10,308
投資その他の資産	7,761	(純資産の部)	
投資有価証券	3,173	株主資本	36,029
関係会社株式	1,781	資本金	6,889
投資不動産	2,145	資本剰余金	1,166
関係会社長期貸付金	193	資本準備金	999
繰延税金資産	44	その他資本剰余金	166
その他の	453	利益剰余金	30,547
貸倒引当金	△30	利益準備金	629
		その他利益剰余金	29,917
		別途積立金	25,000
		繰越利益剰余金	4,917
		自己株式	△2,574
		評価・換算差額等	1,649
		その他有価証券評価差額金	690
		土地再評価差額金	958
		新株予約権	1
資産合計	47,988	純資産合計	37,680
		負債・純資産合計	47,988

損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,965
売上原価	29,275
売上総利益	8,689
販売費及び一般管理費	3,096
営業利益	5,593
営業外収益	712
受取利息配当金	161
不動産賃貸料	396
その他の	155
営業外費用	366
支払払利息	17
不動産賃貸原価	218
為替差損	11
固定資産除却損	33
貸倒引当金繰入額	65
その他の	20
経常利益	5,939
税引前当期純利益	5,939
法人税、住民税及び事業税	1,903
法人税等調整額	23
当期純利益	4,012

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本													
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
		資 本 金	資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 剰 余 金 計
								別 積 立 金	途 途 金					
平成30年4月1日 期首残高	6,889	999	18	1,018	484	22,500	5,007	27,991	△2,601		33,298			
事業年度中の変動額														
剰余金の配当							△1,456	△1,456			△1,456			
当期純利益							4,012	4,012			4,012			
利益準備金の積立					145		△145	-			-			
別途積立金の積立						2,500	△2,500	-			-			
自己株式の取得									△132		△132			
自己株式の処分			148	148					159		308			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	-	-	148	148	145	2,500	△89	2,555	27		2,731			
平成31年3月31日 期末残高	6,889	999	166	1,166	629	25,000	4,917	30,547	△2,574		36,029			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計		
平成30年4月1日 期首残高	1,025	958	1,983	8	35,290	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,456	
当期純利益					4,012	
利益準備金の積立					-	
別途積立金の積立					-	
自己株式の取得					△132	
自己株式の処分					308	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△334	-	△334	△6	△341	
事業年度中の変動額合計	△334	-	△334	△6	2,389	
平成31年3月31日 期末残高	690	958	1,649	1	37,680	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

関係会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法

② デリバティブ

③ たな卸資産

未成工事支出金

商品及び製品、原材料

及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② リース資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を見積計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑦ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,890百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 47百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 326百万円 |
| ③ 長期金銭債務 | 104百万円 |

(3) 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,000百万円

(4) 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,116百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 79百万円 |
| ② 仕入高 | 1,442百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 228百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	7,478,789株	160,322株	459,294株	7,179,817株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加160,322株は、役員向け株式交付信託の取得による増加160,000株、単元未満株式の買取りによる増加322株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少459,294株は、役員向け株式交付信託への処分による減少160,000株、ストック・オプションの権利行使による299,200株及び単元未満株式の売渡しによる94株であります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が160,000株含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	68百万円
賞与引当金	94百万円
退職給付引当金	146百万円
減損損失	19百万円
その他	519百万円
繰延税金資産小計	848百万円
評価性引当額	△499百万円
繰延税金資産合計	349百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△304百万円
繰延税金負債合計	△304百万円
繰延税金資産の純額	44百万円
再評価に係る繰延税金負債	△483百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高
役員	大谷 壽輝	(被所有) 直接 0.44	当社 代表取締役	ストック・オプションの権利行使 (注2)	46	-	-
役員	朝倉 滋	(被所有) 直接 0.11	当社 常務取締役	ストック・オプションの権利行使 (注2)	17	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 平成27年11月6日に開催された取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	721円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	77円11銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	77円08銭

独立監査人の監査報告書

令和元年5月21日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年5月21日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月22日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 光 田 建 治 ㊞

監 査 等 委 員 上 村 恭 一 ㊞

監 査 等 委 員 吉 竹 英 之 ㊞

(注) 監査等委員 上村恭一及び吉竹英之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

MEMO

株主総会会場のご案内



場所

北浜フォーラム (大阪証券取引所ビル 3階) 会議室A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL 06-6202-2311

日時



令和元年6月27日 (木曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結、
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。